

令和 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
種別	受益権の口数	分配金額	通知外国税相当額	通知所得税相当額	源泉徴収税額							
	千口	千円	千円	千円	千円							
支払確定又は支払年月日		信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日			受益権1口当たりの分配金額							
年月日		年月日			円							
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	法人番号										
支払の取扱者	所在地											
	名称	法人番号										
整理欄		①	②									

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。360

令和 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
種別	受益権の口数	分配金額	通知外国税相当額	通知所得税相当額	源泉徴収税額							
	千口	千円	千円	千円	千円							
支払確定又は支払年月日		信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日			受益権1口当たりの分配金額							
年月日		年月日			円							
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	法人番号										
支払の取扱者	所在地											
	名称	法人番号										
整理欄		①	②									

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。360

令和 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
種別	受益権の口数	分配金額	通知外国税相当額	通知所得税相当額	源泉徴収税額							
	千口	千円	千円	千円	千円							
支払確定又は支払年月日		信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日			受益権1口当たりの分配金額							
年月日		年月日			円							
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	法人番号										
支払の取扱者	所在地											
	名称	法人番号										
整理欄		①	②									

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。360

令和 年分 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地											
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号										
種別	受益権の口数	分配金額	通知外国税相当額	通知所得税相当額	源泉徴収税額							
	千口	千円	千円	千円	千円							
支払確定又は支払年月日		信託の終了若しくは信託契約の一部解約又は信託の分割の日			受益権1口当たりの分配金額							
年月日		年月日			円							
(摘要)												
支払者	所在地											
	名称	法人番号										
支払の取扱者	所在地											
	名称	法人番号										
整理欄		①	②									

○個人番号又は法人番号欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。360

【投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書】

※ 様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この支払調書は、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除くものとし、オープン型の証券投資信託に該当しないものに限る。）又は特定受益証券発行信託の収益の分配について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号（10において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、証券投資信託、証券投資信託以外の投資信託、特定受益証券発行信託のように記載するとともに、受益権の名称をも記載すること（令第336条第2項第5号に規定する特定不動産投資信託の受益権については「特定不動産投資信託」と記載すること。）。この場合において、その支払うべき収益の分配が租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（2において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の配当等に該当する場合には「（一般）」と記載すること。
 - (3) 「分配金額」の項には、その支払の確定した金額（無記名の受益証券に係る収益の分配については、その支払った金額）を記載すること。
 - (4) 「通知外国税相当額」の項には、収益の分配に係る令300条9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者（5及び10において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等（5において「上場株式等の配当等」という。）で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は控除外国所得税のいずれかに該当するかの別を「摘要」欄に記載すること。
 - (5) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で収益の分配に該当するものの交付をする場合における当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第20項に規定する控除所得税相当額を記載すること。
 - (6) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (7) 無記名の受益証券について、元本の所有者と収益の分配の受領者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) 収益の分配が特定受益証券発行信託の信託の分割によるものである場合には、令第113条第5項に規定する割合を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (10) 収益の分配の支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該収益の分配の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (11) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
 - (12) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格A6に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。